

福岡県公報

令和三年五月十一日
第百九十八号
増刊
①

目次

訓令(第十五号)

○知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

再掲

○知事の職務代理に関する規則

(人事課) ……………

(防災企画課) ……………

訓令

福岡県訓令第十五号

本庁

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年五月十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程(昭和四十二年六月福岡県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

委員は、知事が指名する副知事を充てるほか、福岡県部制条例(昭和三十三年福岡県条例第九号)第二条に規定する部に属する職員のうちから知事が指名する。

第三条第一項後段を削り、同項の表を次のように改める。

部名	職名
総務部	防災危機管理局長 人事課長 財政課長
企画・地域振興部	総合政策課副課長
人づくり・県民生活部	社会活動推進課副課長
保健医療介護部	保健医療介護総務課副課長
福祉労働部	福祉総務課副課長
環境部	環境政策課副課長
商工部	商工政策課副課長
農林水産部	農林水産政策課副課長
県土整備部	県土整備総務課副課長
建築都市部	建築都市総務課副課長

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

知事の職務代理に関する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年四月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十五号

知事の職務代理に関する規則

(知事の職務を代理する副知事の順序)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第五百二十二

条第一項の規定に基づき、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第一順位 副知事 江口勝

第二順位 副知事 大曲昭恵

第三順位 副知事 生嶋亮介

(知事の職務を代理する上席の職員)

第二条 法第五十二条第三項の規定による知事の職務を代理する上席の職員は、福岡県部制条例(昭和三十二年福岡県条例第九号。以下「条例」という。)第二条に規定する部の部長(福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)第八条第一項に規定する部長をいう。)とし、その順序は、条例第二条に規定する部の順序とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の廃止)
- 2 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成二十九年福岡県規則第十四号)は、廃止する。
(地方自治法第五十二条第三項の規定による知事の職務を代理する上席の職員に関する規則の廃止)
- 3 地方自治法第五十二条第三項の規定による知事の職務を代理する上席の職員に関する規則(令和三年福岡県規則第十一号)は、廃止する。